

平成 27 年度逗子海水浴場の運営報告について

＜安全で快適な海水浴場の維持＞

リセットとした昨年度に比べ来場者が増加したこと等により、「市に寄せられた苦情件数」や「マナーアップ警備員による利用者に対する周知注意件数」は増加傾向であり、中でも砂浜での飲酒禁止や入れ墨・タトゥーの露出に対する注意件数の増加が顕著であった。傾向としては、同一の人が複数回注意を受けるケースや外国人に理解されないケースなどが目立ったが、条例の周知活動や警備員配置、関係機関、関係団体などの協力により、周辺住民への影響も少なく、大きな混乱や風紀の乱れもなかったことから、全体的には「安全で快適な海水浴場」が維持できたものと考えている。

今後は粘り強く周知活動や注意を続けることで、逗子海水浴場のイメージや雰囲気浸透させていく等の取組みが重要と考える。

【資料・取組み】

「市に寄せられた苦情件数」

	平成 27 年度 (件)	平成 26 年度 (件)	増 減
ごみ	2	1	1
騒音	2	0	2
風紀等	7	0	7
入れ墨・タトゥー	3	0	3
海の家関係	5	4	1
その他	4	3	1
計	23	8	15

「マナーアップ警備員による利用者に対する周知注意件数」

	平成 27 年度 (件)	平成 26 年度 (件)	増 減
飲酒	4,215	2,761	1,454
バーベキュー	11	15	▲4
入れ墨・タトゥー	1,290	984	306
スピーカー・音楽	471	383	88
タバコ	598	478	120
その他	119	137	▲18
合計	6,704	4,758	1,946

「消防出動件数」

平成 27 年度 (件)	平成 26 年度 (件)	増 減
17	19	▲2

「条例の周知活動」

条例周知ツール		周知期間	設置・周知場所	部数・箇所
看板	条例周知	6月22日(月) ～8月30日(日)	逗子駅前広場、東郷橋、 海岸通路(4ヶ所)、 134号線スロープ、 逗子市役所	8か所
	BBQ禁止 周知	6月25日(木) ～8月30日(日)	海水浴場区域外エリア (西浜・東浜)	各5か所 (ラミネート)
横断幕		6月15日(月) ～8月30日(日)	逗子駅、新逗子駅、 渚橋、田越橋	4か所
チラシ (B6サイズ)		6月26日(金) ～8月30日(日)	逗子海水浴場(配布)、 酒類等販売店舗(配布)	約15,000枚
海水浴場誘致・ 条例周知ポスター (B3サイズ)		6月22日(月) ～8月30日(日)	各関係機関、 市内JR京急各駅、 酒類等販売店舗(配布) ※コンビニ18店舗、 スーパー6店舗、 酒屋等10店舗、 BBQ具材販売店1店舗、 BBQケータリングサイト1社	各1～100部 計930部
		6月22日(月) ～8月16日(日)	品川駅、横浜駅、上大岡駅 (駅構内に貼付け)	各2部
		7月3日(金) ～7月9日(木)	京急線の全車両 (車両内に中吊り)	約800両
広報ずし		7月号、8月号	市内全域	約27,000部
逗子市HP、twitter		6月22日(月) ～8月30日(日)	インターネット ※8月1日から 日本一厳しい条例を強調	-
観光協会 Facebook		6月22日(月) ～8月30日(日)	インターネット	-
雑誌等記事		4月初旬 ～8月30日(日)	じゃらん、まっぴる、 るるぶ、ぱど、 ウェザーニューズ、 JR鉄道情報システム、 JR東日本サイト、 Mina(主婦の友社)、 Walkerplus	-

「SMART BEACH PROJECT」

鎌倉市、逗子市、葉山町の3つの自治体が、子どもからお年寄りまで、みんなが快適に安心して楽しめる海水浴場を取り戻すため、共同で、マナー向上に取り組むキャンペーン「SMART BEACH PROJECT」を、6月26日（金）～8月31日（月）の期間で実施した。

具体的には次頁のような周知啓発活動を行った。

広報内容		広報期間	広報対象
記者発表会		6月22日(月) 14時~15時	メディア
ラジオ 放送	プロジェクト紹介	7月5日,12日,19日,26日, 8月2日,9日,16日,23日,30日 8時7分から10分程度 (SHONAN by the Sea)	FMヨコハマ放送聴取者
	特別番組	7月5日(日) 6時~10時 (SHONAN by the Sea) 8月3日(月) 16時~20時 (Tresen+)	FMヨコハマ放送聴取者
	海水浴場 生中継	6月26日(金) 13時40分 (E-ne!~good for you~) 5分間 7月5日(日) 7時25分 (SHONAN by the Sea) 5分間 7月31日(金) 11時30分 (The Breeze) 5分間	FMヨコハマ放送聴取者
	市長出演	8月1日(土) 7時15分 (The Burn) 15分間	FMヨコハマ放送聴取者
NACK5 放送(20秒)		7月17日(金)~21日(火) (朝・昼・夕) 20秒のCM放送	NACK5 放送聴取者 埼玉県の全域・東京都・ 神奈川県・千葉県・群馬県・ 栃木県・茨城県の一部
三首長パトロール		8月1日(土) 14時から17時半	メディア、各海水浴客 (一色・逗子・由比ヶ浜)
タダコピ		7月15日(水) ~8月14日(金)	77大学のコピー機利用者
中吊り広告		7月15日(水)~21日(火)	湘南新宿ライン沿線利用者 (約2,260両)
神奈川新聞広告		7月21日(火)	神奈川新聞購読者(約20万部)
ショルダーバッグ 2,000個配布		7月・8月のイベント開催時	各種イベント参加者 (海水浴場活性化イベント、 横浜駅観光PRイベント、 三首長パトロール等)
BBQ禁止幟旗		8月3日(月)~8月30日(日)	逗子海水浴場区域外(2箇所)
SMART BEACH PROJECT ハッシュタグ(SNS)		6月26日(金)~8月31日(月)	Twitter 及び FMヨコハマHP内

＜ファミリービーチとしての活性化・誘客＞

逗子海水浴場活性化イベントとして、子ども向けイベントや家族向けイベントを多数開催した。また逗子ビーチスプラッシュウォーターパークの設置もあり、来場者数が昨年比1.2倍弱となったことから一定の成果があったものと考えている。

【資料・取組み】

「逗子海水浴場活性化イベント」

開催日時	イベント名	入場客数（人）
7月4日（土）	うみ呑み・NIGHT WAVE	300
7月5日（日）	うみ呑み・NIGHT WAVE	300
7月11日（土）	ひかり遊び体験アート	300
7月12日（日）	ひかり遊び体験アート	300
7月18日（土）	ハワイアンタ涼み	500
7月19日（日）	ハワイアンタ涼み	1,000
7月20日（月・祝）	ハワイアンタ涼み	900
7月23日（木）	ライフガードと遊ぼう	30
7月25日（土）	海祭り	1,000
7月26日（日）	海祭り	900
7月27日（月）	マリンスポーツを楽しもう	30
7月28日（火）	マリンスポーツを楽しもう	23
7月30日（木）	ライフガードと遊ぼう	26
7月31日（金）	ずぶ濡れ決選！水鉄砲ウォーズ	20
8月4日（火）	3日間を逗子の海と遊ぼう	30
8月5日（水）	3日間を逗子の海と遊ぼう	30
8月6日（木）	3日間を逗子の海と遊ぼう	30
8月23日（日）	NIGHT WAVE	500
合計		6,219

「逗子ビーチスプラッシュウォーターパーク営業日数・入場客数」

月別	営業日数（日）	大人（人）	子ども（人）	計（人）
6月	5	414	196	610
7月	9	1,469	1,113	2,582
8月	26	7,488	4,630	12,118
合計	40	9,371	5,939	15,310

<海水浴場の環境美化>

海水浴場のゴミ対策として、従来から行っている財団法人かながわ海岸美化財団による海岸清掃に加えて、逗子海岸営業協同組合（以下、「海岸組合」という。）が中心になり、市とも連携して行った「逗子海岸 クリーン&ピースプロジェクト」により、海水浴客のゴミを逗子海岸内で回収することができ、海岸でのゴミ収集量自体は増加したものの、海水浴客のゴミに対する意識向上をはじめ、より良い環境づくりができたものと考えている。

【資料・取組み】

「海岸ごみ収集量」

	平成 27 年度 (kg)			平成 26 年度 (kg)			増 減
	7月	8月	合計	7月	8月	合計	合計
可燃	6,720	8,150	14,870	3,380	6,290	9,670	5,200
不燃	1,310	1,390	2,700	790	1,190	1,980	720
合計	8,030	9,540	17,570	4,170	7,480	11,650	5,920

※平成 27 年 7 月 20 日から 27 日の台風 11 号により大量に漂着したゴミの量は除く

「逗子海岸 クリーン&ピースプロジェクト」

ボランティアスタッフが海水浴場のゴミの分別を呼びかけるなどして、逗子海岸が日本一クリーンな海岸になることを目指すもの。

月 日	参加人数 (人)
7月 12日	7
7月 18日	7
7月 19日	8
7月 20日	13
8月 8日	15
8月 9日	12
8月 10日	13
8月 11日	15
8月 12日	15
8月 13日	1
8月 14日	15
8月 15日	19
8月 16日	16
8月 22日	12
8月 23日	11
8月 30日	6
合計 (延べ参加人数)	185

＜海水浴場ルールを全ての海の家に周知徹底＞

海岸組合の条例、規則に対する姿勢やルール遵守への取組み等は評価できるものの、個々の海の家にしっかり浸透しているとまでは言い難く、ルール違反やルール違反と疑われる行為が少なからず発生している。また、砂浜での飲酒について、利用者が持ち込むものに加え、店内から持ち出して飲酒しているケースや海水浴場内の音楽等についても指摘がある。来年度に向け「逗子海水浴場の運営に関する検討会」でルールを協議検討するとともに、個々の海の家に対し周知徹底する方策を検討する必要がある。

【資料・取組み】

「減点とした事例」

国道 134 号線で警察による道路の使用許可がされていないにも関わらず、車を停止させて荷物の積み下ろしを行った行為が 1 件（ワイルドボア）、乗車していた者が降りた行為が 1 件（ビーチサイコウ）、また、解体期間を過ぎていたにも関わらず、資材や建設部品を残している行為が 2 件（逗子村、ビーチサイコウ）あり、計 4 件について減点の対象とした。

「近隣自治会から指摘があったもの」

①出店者証の表示について

出店者証が取り付けられていないという指摘があった。出店者証を各店舗に取り付けるということを「逗子海水浴場の運営に関する検討会」で取り決めを行っていたにも関わらず守れていなかったとして減点を考えていたが、海岸組合代表理事（以下、「代表理事」という。）より個々海の家への周知不足が原因であり、個々の海の家は取り決めについて知らなかったものもあり、悪意を以て守らなかったのではないため、代表理事の責任として代表理事自身のみでの減点としてもらえないかという申し出があったことに加え、指摘の翌日には全ての海の家で掲示を確認することができたこともあり、個々の海の家についての減点の対象とはしていない。また、代表理事の減点については留保している。

②建設時の作業車におけるハザード点灯及び徐行運転について

建築期間中に作業車がハザード点灯及び徐行運転をしていなかったという指摘があった。これに対し、建築期間中においても市の職員が巡回等の確認を行っていたが、現場でこの事態を確認できていないため、減点の対象とはしていない。

③国道 134 号線への違法駐車について

国道 134 号線に違法駐車をして、荷物の搬入を行っているという指摘があった。このことについて、警察による道路の使用許可がされていないにも関わらず、荷物の積み下ろしや乗り降りを行うために国道 134 号線に駐車したことが確認されたため、減点の対象とした。（「減点とした事例」と同じ。）

④解体期間経過後も資材の残った海の家について

解体期間が経過したにも関わらず資材を残している海の家があるという指摘があった。このことについて組合に確認を行ったところ、業者との行き違いがあり期限内に撤去ができなかったとのことであったため、ルール違反と判断して、減点の対象とした。（「減点とした事例」と同じ。）

⑤国道の壁面に建設部品を埋め込んだ海の家について

解体期間後に国道の壁面に建設部品が埋め込まれている海の家があるという指摘があった。このことについて、解体期間が経過したにも関わらず撤去を行わなかったことを確認したため、減点の対象とした。また、神奈川県横須賀土木事務所と情報共有を行うとともに、海岸組合に早急に撤去をさせた。（「減点とした事例」と同じ。）

⑥海の家における周囲への配慮が欠けた音楽の音量について

周囲に比べて音量の大きい海の家があるという指摘があった。このことについて出力をしばった重低音を発生させない機器を用いる条件は守っているが、各店舗の構造や音楽の種類等も関係していると思われるが、周辺と比べ大きいと感じられる海の家については十分に配慮するよう海岸組合を通じ申し入れた。

⑦砂浜にいる客にも酒類を販売している海の家について

砂浜での飲酒禁止を注意することなく、砂浜で飲酒することが明白な客に対し酒類を販売している海の家があるという指摘があった。このことについて、マナーアップ警備員が巡回等の確認を行っていたが、現場で確認することができなかったため、減点の対象とはしていない。

⑧海を家の従業員のタトゥーの露出について

海を家の従業員が入れ墨・タトゥーを隠そうとせず、露出し接客していたという指摘もあった。このことについて、マナーアップ警備員の確認ではTシャツ・タンクトップ等から見えてしまうものや利用客であったという報告のみで、意図的に露出しているといった状態を確認することができなかったため、減点の対象とはしていない。

「マナーアップ警備員から違反が疑われるものとして報告を受けたもの」

市が委託するマナーアップ警備員が音楽や閉店時間、店員による入れ墨・タトゥーと疑わしきものを確認した際、件数としてカウントするとともに海岸組合に対して確認・注意を行った。注意した事項について共有を行った上で改善するよう組合に申し入れた。市やマナーアップ警備員、海岸組合が完全に確認できなかった部分もあり、注意及び周知啓発について課題はあるものの、このマナーアップ警備員からの確認・注意によって、海岸組合に対してルール遵守をより意識づけることができたと考える。

①閉店時間

閉店時間を過ぎても閉店がされていないと疑われるものに対して確認・注意を行った。このことについて、1件ごとの対応等の報告は受けていないが、従業員・スタッフが電気をつけて作業や打ち合わせ等を行っていたことが理由であったという報告であったため、違反とまでは言えず減点の対象とはしていない。報告を受けて、海岸組合に対して店内の灯りを最低限に留めたり、ヨシズをするなどして閉店とわかるような状態にさせたり、8月からは店の外から閉店していることがわかるように閉店POPを設置させた。

②入れ墨・タトゥー

海の家従業員が入れ墨・タトゥーを露出していると疑われるものに対しても確認・注意を行った。このことについて、1件ごとの対応等の報告は受けていないが、Tシャツ・タンクトップ等から見えてしまうものや利用客であることが理由であったという報告であったため、違反とまでは言えず減点の対象とはしていない。確認後、十分に注意するよう海岸組合に申し入れた。

③音楽

海の家音楽の音量が周辺に比べて大きいと思われる店に対しても確認を行った。このことについて出力をしぼった重低音を発生させない機器を用いる条件は守っているが、各店舗の構造や音楽の種類等も関係していると思われるが、周辺と比べ大きいと感じられる海の家については十分に配慮するよう海岸組合を通じ申し入れた。

「マナーアップ警備員から違反が疑われるものとして報告を受けたもの」

	音楽	店員の入れ墨・ タトゥー	閉店時間	合計
逗子ウィンドサーフィンスクール	0	0	0	0
富士食堂（BBQと双葉更衣含む）	0	0	0	0
オーシャンテラス・ベルタ	1	0	0	1
さざ波	2	2	4	8
シーサイドリビング	1	0	1	2
ラフェスタボンバ	0	0	1	1
UMIのIE 3×6	0	0	0	0
フレンズ	3	3	1	7
バーラディーノ（若大将）	0	0	0	0
シーモンキー	2	0	0	2
みこし	0	0	0	0
はまみや	0	0	0	0
ピレキーエヨ	1	0	1	2
ファミリービーチモボモガ	1	0	2	3
浪子亭	0	0	2	2
ハッピーゴーラッキー	0	0	2	2
わたや	0	0	0	0
さいとう	0	0	0	0
どろぼうねこ	0	0	1	1
88's BAR	0	0	0	0
ゆず	0	0	0	0
異人庭	0	0	0	0
なみある？ビーチハウス	0	0	2	2
トーマス&フレンズ	1	0	2	3
逗子村	3	3	1	7
ベリーニ	0	0	0	0
オアシストラディーノ	1	2	1	4
フィールド&シー	0	0	0	0
日テレRESORT@seazoo	2	0	0	2
BBQ Base Beach House	0	1	0	1
ワイルドボア	3	2	2	7
鯉呼吸×プリンセスウェーブ	1	0	0	1
ビーチサイコウ	0	0	1	1
シーマジック	0	1	0	1
利休	0	0	1	1
オーシャンズ	0	0	0	0
合計	22	14	25	61
店舗数	13	7	16	22

※音楽については周辺に比べて大きいと思われるものについて注意等を行った。

IV. その他

①苦情

海の家関係の苦情は5件と昨年4件に比べ、1件の増加となった。具体的には出店者証の表示についてや音楽、ボート営業、接客についてなどであった。

②海岸組合が定款に基づいて行った処分

海岸組合は、オアシスラティーンがBBQパーティーといった不特定多数を集めるようなイベントを企画し、SNS等を使って告知等をしていたため、事前にイベントの取りやめをさせたが、告知を消していなかったことを重く受け止め、2日間の営業停止処分とした。

③酒類の持ち出し

酒類の持ち出しについては店舗間での移動や砂浜へ持ち出しなどが確認されたため、海岸組合に対して各店舗に酒類の持ち出し禁止のPOPを設置させた。

＜海水浴場に関わるみんなでつくりあげる魅力ある逗子海岸＞

目指すべき逗子らしい魅力ある逗子海水浴場を達成できたとまでは言えないが、海岸組合、関係団体など、海水浴場に関わるみんなが同じ方向を向き、目的を共有し、安全で快適で魅力ある海水浴場を作っていこうと努力し検討することができた。

【資料・取組み】

「合同パトロール」

近隣住民や関係団体、市などが合同で海水浴場をパトロールし、ルールの周知や注意喚起を行った。

日時	市民団体への 参加呼び掛け	参加人数（人）
6月27日（土） 17時30分から18時30分		6
6月28日（日） 17時30分から18時30分		12
7月4日（土） 19時から20時		10
7月5日（日） 17時30分から18時30分		6
7月11日（土） 17時30分から18時30分	○	27
7月12日（日） 19時から20時		8
7月18日（土） 19時から20時	○	24
7月19日（日） 17時30分から18時30分		9
7月20日（月・祝） 17時30分から18時30分		9
7月25日（土） 19時から20時	○	26
7月26日（日） 17時30分から18時30分		13
8月1日（土） 19時から20時		12
8月2日（日） 17時30分から18時30分		6
8月8日（土） 19時から20時		11
8月9日（日） 17時30分から18時30分	○	28
8月11日（火） 19時から20時	○	12
8月13日（木） 19時から20時	○	11
8月15日（土） 19時から20時		11
8月16日（日） 17時30分から18時30分		24
8月22日（土） 19時から20時		10
8月23日（日） 17時30分から18時30分		9
8月29日（土） 17時30分から18時30分		7
8月30日（日） 19時から20時	○	17
合計（延べ参加人数）		308人

「逗子海水浴場活性化イベント企画検討会議」

安心安全になった逗子海水浴場を、まず地元の子供たちに親しみを持ってもらい、ファミリービーチにふさわしい海水浴場とするため、観光協会が中心となり「逗子海水浴場活性化イベント」の企画が検討された。

「逗子ビーチスプラッシュウォーターパーク実行委員会の立ち上げ」

家族連れが逗子海水浴場に来場するきっかけ作りを市内だけでなく市外にもPRするため、観光協会を中心とした地域団体が「逗子ビーチスプラッシュウォーターパーク」実行委員会を平成27年5月14日に立ち上げ、運営に向けた検討が重ねられた。

「逗子海水浴場の運営に関する検討会」

安全で快適な逗子海水浴場を取り戻すため、逗子海水浴場ルールに関する事、ファミリービーチとしての振興に関する事、条例及び条例施行規則に関する事、その他市長が必要であると認めたことについて協議・検討して市長に報告することを所掌事項とした「逗子海水浴場の運営に関する検討会」が平成27年3月19日に立ち上がった。逗子海水浴場事業者・利用者ルールの作成や海の家営業時間及びBGMの試行的実施、平成27年度逗子海水浴場の課題の整理などについて議論が交わされた。

開催回数	開催日時
第1回	平成27年3月19日（木） 14：30～16：30
第2回	平成27年4月23日（木） 14：30～16：30
第3回	平成27年5月14日（木） 14：30～16：30
第4回	平成27年7月30日（木） 14：30～17：30